

改正案	現行
<p>（控除すべき固定資産等）</p> <p>第三条 法第五十二条第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 保有する有価証券（信託財産をもって保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（第一号に掲げるものを除く。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 法第二条第一項第五号から第六号までに掲げる有価証券、新株予約権付社債券及び同項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの（第一号イ又はロに掲げるもの及び引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないものを除く。）</p> <p>五（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（市場リスク相当額）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（控除すべき固定資産等）</p> <p>第三条 法第五十二条第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 保有する有価証券（信託財産をもって保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（第一号に掲げるものを除く。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 法第二条第一項第五号から第六号までに掲げる有価証券、<u>転換社債券及び新株引受権付社債券並びに同項第九号に掲げる有価証券</u>でこれらの有価証券の性質を有するもの（第一号イ又はロに掲げるもの及び引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないものを除く。）</p> <p>五（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（市場リスク相当額）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p>

- 3 前項のリスク・カテゴリーは、次に掲げる四種類とする。
- 一 株式リスク（株価の変動による株券（普通株式への転換権のない優先株式に係る株券を除く。）、新株予約権付社債券その他の有価証券等及びこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「株券等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）
- 二～四 （略）
- 4～6 （略）

別表第4（第6条第3項関係）

有価証券等の区分	率
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>新株予約権付社債券</u>（別る） 	同一の発行者が発行する株券について、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める率。ただし、証券取引所に上場されているものであって、時価が額面価額以下のものについては、同一の発行者が発行する残存期間が同一の社債券について、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める率とすることができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>新株引受権証券</u> ・新株引受権証書 ・優先出資引受権証書 	同一の発行者が発行する株券について、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める率に4を乗じた率
（略）	（略）

埋め物

- 3 前項のリスク・カテゴリーは、次に掲げる四種類とする。
- 一 株式リスク（株価の変動による株券（普通株式への転換権のない優先株式に係る株券を除く。）、転換社債券その他の有価証券等及びこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション（以下「株券等」という。）の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。）
- 二～四 （略）
- 4～6 （略）

別表第4（第6条第3項関係）

有価証券等の区分	率
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>転換社債券</u> ・<u>新株引受権付社債券</u> 	同一の発行者が発行する株券について、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める率。ただし、証券取引所に上場されているものであって、時価が額面価額以下のものについては、同一の発行者が発行する残存期間が同一の社債券について、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める率とすることができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>新株引受権証券</u> ・新株引受権証書 ・優先出資引受権証書 	同一の発行者が発行する株券について、別表第2に掲げる区分に応じ、同表に定める率に4を乗じた率
（略）	（略）

備考

新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新株引受権証書に係る権利行使を行うこと
によって取得する株券とこれと同一の銘柄の株券による売付けが対当しているときは、
新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新株引受権証書の市場リスク相当額と当該権
利行使により取得する株券の市場リスク相当額との差額市場リスク相当額とすることが
できる。

転換社債券の転換請求又は新株引受権証券若しくは新株引受権証書に係る権利行使を
行うことによって取得する株券とこれと同一の銘柄の株券による売付けが対当している
ときは、転換社債券の転換請求又は新株引受権証券若しくは新株引受権証書の市場リス
ク相当額と当該転換請求又は権利行使により取得する株券の市場リスク相当額との差額
を市場リスク相当額とすることができる。